

チェックリスト判定基準表

チェックリスト判定基準表

(7-1) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業））

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

チェックリスト判定基準表

(7-1) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化基盤整備事業（農地整備事業））

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について、該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 ＝（作物生産効果＋品質向上効果＋営農経費節減効果＋維持管理費節減効果＋営農に係る走行経費節減効果）（千円）／受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①経営体育成型、耕作放棄地型及び中山間地域型 ②畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型	
			①960千円/ha・年以上 ②880千円/ha・年以上	①960千円/ha・年未満 ②880千円/ha・年未満
		野菜・果樹の産地形成	○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（受益面積当たり） 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（％） ＝計画作付面積（ha）／受益面積（ha）×100 ①経営体育成型、耕作放棄地型及び中山間地域型 ②畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型	
			①5.9％以上 ②21％以上	①5.9％未満 ②21％未満
		水田における麦・大豆の生産拡大	○水田における麦・大豆の生産拡大 水田における麦・大豆の作付率（％） ＝水田における麦・大豆の計画作付面積（ha）／受益面積（ha）×100 －：該当なし（区画整理や暗きょ排水等の整備による水田の汎用化を行っていない地区）	
			17％以上	17％未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○担い手等への農地利用集積 《経営体育成型》及び《中山間地域型》 ①、②、③のいずれかにより判断する。 ①担い手等への農地利用集積 ア 計画農地利用集積率 イ 農地利用集積率の増加割合 ウ 市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に定める目標の達成 ア、イ、ウのいずれかにより判断する。 ウについては、「地区内における担い手への農地利用集積率が、市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に定める目標割合以上となる見込みがある。」に該当する場合を「A」、該当しない場合のうち、判定基準のB欄のアまたはイを満たす地区を「B」、それ以下を「－」とする。	
			ア 80%以上または、 イ 34%以上または、 ウ を満たす	ア 80%未満または、 イ 20%以上34%未満
			②担い手への農地の面的集積 計画担い手農地集積率 (促進計画目標年における、当該事業の受益面積に占める、担い手の経営等農用地面積のうち、事業実施要領に定める集積団地要件を満たす農用地の割合)	
			80%以上	80%未満
			③育成される農業生産法人への農地利用集積 計画農地利用集積率	
			80%以上	80%未満
			《畑地帯担い手育成型》及び《畑地帯担い手支援型》及び《耕作放棄地型》 ○担い手等への農地利用集積率 担い手への農地利用集積率(%) ＝事業完了時の担い手等の受益農用地面積(ha)/区画整理及び開畑を併せ行う 事業の受益農地面積(ha)×100 ①畑地帯担い手育成型(計画の農地利用集積率) ①畑地帯担い手支援型(現況の農地利用集積率) ③耕作放棄地型(現況の農地利用集積率)	
			①32%以上 ②53%以上 ③50%以上	①32%未満 ②53%未満 ③50%未満
		農地の確保・有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%)＝作物の計画作付延べ面積(ha)/耕地面積(ha)×100 ②作付率の増加ポイント(%)＝計画作付率(%)－現況作付率(%) ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。 本地利用率(%)＝作物の計画作付延べ面積(ha)/本地面積(ha)×100	
			①耕地利用率101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上)または、 ②作付率の増加ポイント9%以上	①耕地利用率101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付率の増加ポイント9%未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） = 農業生産増加粗収益額（千円）/ 受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの ①経営体育成型、耕作放棄地型及び中山間地域型 ②畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型	
			① 460千円/ha以上 ②1,750千円/ha以上	① 460千円/ha未満 ②1,750千円/ha未満
	多面的機能の発揮	農業の高付加価値化	○農業の高付加価値化 ①：地域において農業の高付加価値化に向けた取組（加工・販売、ブランド化、環境保全型農業等）が行われている。 ②：地域において地域活性化に係る話合いが行われている。 A：2項目、B：1項目	
		環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり環境関連効果額（景観・環境保全効果）（千円/ha・年） =（景観・環境保全効果）（千円）/ 受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①経営体育成型、耕作放棄地型及び中山間地域型 ②畑地帯担い手育成型及び畑地帯担い手支援型 －：該当なし（効果算定を行わない地区）	
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
	関係計画との連携		①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画等との整合性 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画に位置づけられている ③人・農地プランが作成されている について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：7点以上、B：4～6点、C：3点以下 （3指標のうち1指標が「－」の場合は、A：5～6点、B：3～4点、C：2点以下） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：位置づけられている b：位置づけられる見込みがある c：位置づけられていない －：該当なし ③ a：作成されている b：作成される見込みがある c：作成されていない	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ②a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：得られている b：調整中 c：未調整 ②a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか A：設置済 B：設置予定 C：未設置	
	緊急性		①国営事業など他の公共事業（かんがい排水事業や道路事業、河川事業等）と連携をとるため早急に事業を実施する必要がある ②老朽化等による施設機能低下や農業被害の発生状況から、整備の緊急性が高い について、該当する項目の数により判断 A：2項目 B：1項目 ー：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表

(7-3) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業）、農業水利施設保全合理化事業、水利施設整備事業（農地集積促進型））

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

農業水利施設保全合理化事業（水利用再編促進事業）において、項目3の判定基準は、「当該事業の効用の発現が十分見込まれ、すべての効用がそのすべての費用を償うこと。」、項目4の判定基準は、「当該事業の費用に係る受益農家の負担が、農家経営の状況からみて、負担能力の限度を超えることとならないこと。」と読み替える。

チェックリスト判定基準表

(7-3) 農業競争力強化基盤整備事業（農業競争力強化基盤整備事業（水利施設整備事業）、農業水利施設保全合理化事業、水利施設整備事業（農地集積促進型））

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 （例）施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等について該当する項目の数により判断。 A：2項目、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額（受益面積当たり） 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額（千円/ha・年） =（作物生産効果+品質向上効果+営農経費節減効果+維持管理費節減効果+営農に係る走行経費節減効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】	
			560千円/ha・年以上	560千円/ha・年未満
	野菜・果樹の産地形成	野菜・果樹の産地形成	○野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（受益面積当たり） 受益面積当たり野菜指定産地・果樹濃密生産団地の指定作物の計画作付面積割合（%） =計画作付面積（ha）/受益面積（ha）×100	
			5.7%以上	5.7%未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○認定農業者の割合（総農家当たり） 総農家数当たりの認定農業者の割合（%） =関係市町村の認定農業者数の計（人）/関係市町村の農家数の計（戸）×100	
			都道府県の平均以上	都道府県の平均未満
	農地の確保・有効利用	農地の確保・有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率（%）=作物の計画作付延べ面積（ha）/耕地面積（ha）×100 ②作付率の増加ポイント（%）=計画作付率（%）－現況作付率（%） ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。 本地利用率（%）=作物の計画作付延べ面積（ha）/本地面積（ha）×100	
			①耕地利用率101%以上（豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上）または、 ②作付率の増加ポイント9%以上	①耕地利用率101%未満（豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満）かつ、 ②作付率の増加ポイント9%未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全管理	○施設の更新等整備の緊急性 A：特に緊急に更新等の整備が必要 ・老朽化等の影響により、劣化の進行が顕著 ・過去に突発事故等が発生し、機能低下等が発生 ・ライフラインへの影響（水道との共用）等 B：緊急に更新等の整備が必要 －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
			○戦略的な保全管理に向けた更新整備計画の作成 戦略的な保全管理に向けた更新整備計画の作成にあたっては、 ①既存施設の有効活用を図る観点から、施設の機能診断等の実施により、施設の劣化度合いを調査している。 ②機能保全コスト等の比較・検討を行っている。 A：2項目、B：1項目、 －：該当なし（施設の更新等整備を行わない地区）	
	農村の振興	地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの	
			1,110千円/ha・年以上	1,110千円/ha・年未満
		地域用水機能の維持・増進、水資源の有効活用（快適性の向上）	○地域用水効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり地域用水効果額（千円/ha・年） ＝地域用水効果（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】－：該当なし（効果算定を行わない地区）	
		再生可能エネルギーの導入	○小水力発電等の再生エネルギーの導入の可能性について検討をしているか。 A：検討している、B：検討していない、 －：該当なし（対象施設がない地区）	
	多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益面積当たり） ア、イのいずれかにより判断する。 ア受益面積当たり環境関連効果額（景観・環境保全効果）（千円/ha・年） ＝景観・環境保全効果（千円）/受益面積（ha） イ受益面積当たり環境関連効果額（水源かん養効果）（千円/ha・年） ＝水源かん養効果（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】－：該当なし（効果算定を行わない地区）	
			ア 350千円/ha・年以上 イ 1,170千円/ha・年以上	ア 350千円/ha・年未満 イ 1,170千円/ha・年未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
	関係計画との連携		①都道府県や市町村が策定する農業振興計画や農業振興地域整備計画との整合性 ②高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画との整合性 ③人・農地プランが作成されている ④都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③ a：作成されている b：作成される見込みがある c：作成されていない ④ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ※事業に区画整理等が含まれる場合は、該当なし「－」とする。	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （2指標のうち1指標が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （①が「－：該当なし」の場合 A：3点 B：2点 C：1点） ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会了等、「意向」同意は得られている －：該当なし ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議	
	事業推進体制		①事業推進協議会等の設立の有無 もしくは 地区内各土地改良区の総会等の議決 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ② a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の合意が得られているか ②施設の予定管理者と維持管理の方法及び費用についての打ち合わせを行い、合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ① a：合意済 b：調整中 c：未調整 ② a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか A：設置済 B：設置予定 C：未設置 －：該当なし	
	緊急性		国営事業等関連する他の公共事業との関係で緊急性が高い A：該当あり －：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（-）

チェックリスト判定基準表
(8 - 1) 農村地域防災減災事業※

【必須事項】

項 目	判 定 基 準
1. 事業の必要性が明確であること。 (必要性)	・ 地域農業の発展阻害要因が明確であり、その解消のために本事業を実施する必要性が認められること。
2. 技術的可能性が確実であること。	・ 地形、地質、水利状況等からみて、当該事業の施行が技術的に可能であること。
3. 事業の効率性が十分見込まれること。 (効率性)	・ 総費用総便益比 ≥ 1.0
4. 受益者負担の可能性が十分であること。 (公平性)	・ 総所得償還率 ≤ 0.2 または 増加所得償還率 ≤ 0.4 上記によりがたい場合は、農家、市町村の負担金について合意が得られていること。
5. 環境との調和に配慮していること。	・ 当該事業が、田園環境整備マスタープランを踏まえているとともに、専門家等と意見交換を行い、環境（生態系、景観等）との調和に配慮したものであること。
6. 事業の採択要件を満たしていること。	・ 事業実施要綱・要領に規定された事業内容、採択基準の要件に適合していること。

項目欄の（ ）には、主として考えられる観点を記述している。

※公害防除特別土地改良事業は 8 - 2、地すべり対策事業は 8 - 3 を使用することとする。

チェックリスト判定基準表
(8-1) 農村地域防災減災事業※

【優先配慮事項】

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
効率性	事業の経済性・効率性		①単位当たり事業費が類似条件の近傍他地区等との比較から概ね妥当であると認められる。 ②コスト削減を図る計画となっている。 (例) 施工方法の見直し、新技術の導入、資源の活用、共同工事等 ③施工順序等を考慮し、効率的に災害を防止する計画となっている。 について該当する項目の数により判断。 A：2項目以上、B：1項目、－：該当なし	
有効性	食料の安定供給の確保	農業生産性の維持・向上	○土地生産性及び労働生産性の維持・向上効果額(受益面積当たり) 地域農業の生産性及び農業経営の維持・向上による効果額 $= (\text{作物生産効果} + \text{品質向上効果} + \text{営農経費節減効果} + \text{維持管理費節減効果} + \text{営農に係る走行経費節減効果}) (\text{千円}) / \text{受益面積} (\text{ha})$ 【注；効果項目は年効果額：千円】 ※畑主体では作物生産効果は除く ①一般地域、②中山間地域	
			①水田主体地区：130千円/ha以上 畑主体地区：70千円/ha以上 ②水田主体地区：47千円/ha以上 畑主体地区：33千円/ha以上	①水田主体地区：130千円/ha未満 畑主体地区：70千円/ha未満 ②水田主体地区：47千円/ha未満 畑主体地区：33千円/ha未満
	農業の持続的発展	望ましい農業構造の確立	○認定農業者の割合(総農家当たり) 総農家数当たりの認定農業者の割合(%) $= \text{関係市町村の認定農業者数の計(人)} / \text{関係市町村の農家数の計(戸)} \times 100$	
		農地の確保・有効利用	○食料・農業・農村基本計画に位置付けられている耕地利用率の向上、作付面積の拡大 ①耕地利用率(%) = $\text{作物の計画作付延べ面積(ha)} / \text{耕地面積(ha)} \times 100$ ②作付率の増加ポイント(%) = $\text{計画作付率(％)} - \text{現況作付率(％)}$ ※耕地利用率においては、永年性作物・牧草の作付面積を除いて算定 ※豪雪地帯及び特別豪雪地帯における水田主体地区は、耕地利用率を本地利用率と読み替えて判定。 本地利用率(%) = $\text{作物の計画作付延べ面積(ha)} / \text{本地面積(ha)} \times 100$	
			①耕地利用率101%以上(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%以上)または、 ②作付率の増加ポイント9%以上	①耕地利用率101%未満(豪雪地帯及び特別豪雪地帯は100%未満)かつ、 ②作付率の増加ポイント9%未満

※公害防除特別土地改良事業は8-2、地すべり対策事業は8-3を使用することとする。

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
有効性	農業の持続的発展	農業生産基盤の保全管理	○災害防止効果額（農業関係）（受益面積当たり） 災害防止効果額（農業関係）（千円/ha・年） ＝災害防止効果（農業関係）（千円）/受益面積（ha） ※畑主体では作物生産効果を加える 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①一般地域、②中山間地域	
			①水田主体地区：310千円/ha以上 畑主体地区：410千円/ha以上 ②水田主体地区：470千円/ha以上 畑主体地区：240千円/ha以上	①水田主体地区：310千円/ha未満 畑主体地区：410千円/ha未満 ②水田主体地区：470千円/ha未満 畑主体地区：240千円/ha未満
	農村の振興	農村の生活環境の整備	○災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（受益面積当たり） 災害防止効果額（一般資産＋公共資産）（千円/ha・年） ＝災害防止効果（一般関係）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 ①一般地域、②中山間地域	
		地域経済への波及効果	○他産業への経済波及効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり他産業への経済波及効果額（千円/ha・年） ＝農業生産増加粗収益額（千円）/受益面積（ha）×（産業連関表の逆行列係数の列和） ※農業生産増加粗収益額とは、計画粗収益から現況粗収益を引いたもの ①一般地域、②中山間地域	
多面的機能の発揮	環境機能の維持・増進	環境機能の維持・増進	○環境関連効果額（受益面積当たり） 受益面積当たり環境関連効果額（千円/ha・年） ＝（景観・環境保全効果）（千円）/受益面積（ha） 【注；効果項目は年効果額：千円】 —：該当なし（効果算定を行わない地区）	
			41千円/ha以上	41千円/ha未満

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	環境への配慮	生態系	①事業による生態系への影響を回避・低減するため、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた生態系配慮 ③生態系に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④環境配慮対策工を行った施設等が機能を十分に発揮するための維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
		景観	①景観に配慮し、整備対象の施工を行う上で、地域や事業の特性を考慮した調査・検討の有無 ②環境情報協議会の意見を踏まえた景観配慮 ③景観に配慮した計画について、地域住民の参加や地域住民との合意形成 ④景観の保全を目的とした維持管理、費用負担及びモニタリング体制等の調整状況 について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 （4指標のうち1指標が「－」の場合は、A：8点以上、B：5～7点、C：4点以下） （4指標のうち2指標が「－」の場合は、A：6点、B：4～5点、C：3点以下） ① a：行っている b：検討中 c：行っていない ② a：踏まえている b：検討中 c：踏まえていない ③ a：図っている b：検討中 c：図っていない －：該当なし ④ a：調整済 b：調整中 c：未調整 －：該当なし	
	関係計画との連携		①高生産性優良農業地域対策に基づく広域農業農村整備促進計画、中山間地域振興等総合振興対策に基づく地域別振興アクションプラン、市町村が定める農業振興地域整備計画、いずれかとの整合性 ②都道府県や市町村の国土強靱化地域計画と本事業との整合性 ③都道府県や市町村の地域防災計画等と本事業との整合性 ④事業実施地区が公害防止計画区域、特殊土壌地域等の各種法令、条例等で地域指定がなされていること について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：10点以上、B：7～9点、C：6点以下 ① a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ② a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ③ a：図られている b：図られる見込みがある c：図られていない ④ a：指定されている b：指定される見込みがある c：指定されていない	
	関係機関との協議		①河川管理者との協議（予備）が合意に達しているか ②施設所有者、文化財管理者等関係者、道路管理者、漁協等との着工前に重要な協議（予備）が合意に達しているか について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下、－：該当なし （①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ① a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし ② a：協議了 b：多くが協議中 c：多くが未協議 －：該当なし	

評価項目			評価指標及び判定基準	
大	中項目	小項目	A	B
事業の実施環境等	関連事業との調整		①事業主体から概略構想（関連事業調書）の提出 ②共同事業（事業内容、事業費、アロケーション等）の事前了解について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下（①または②が「－」の場合は、A：3点、B：2点、C：1点） ①a：提出済 b：提出予定 c：未提出 －：該当なし ②a：協議了 b：協議中 c：未協議 －：該当なし	
	地元合意		①事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する受益者の大部分の同意 ②事業計画の内容や負担金等、事業実施に対する関係市町村の議会の同意について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 （①が「－」の場合、A：3点、B：2点、C：1点） ①「受益農家の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：同意済み；受益者の大部分の同意が得られている b：同意済み；受益者の2/3以上の同意が得られている c：未同意；土地改良区理事会等、「意向」同意は得られている －：該当なし；地元同意を要しない ②「議会の同意」とは3/1時点（想定）での同意状況 a：内諾協議は了しており、事業推進に関する議案を提出済み b：協議中 c：未協議	
	事業推進体制		①事業推進協議会が設立されている。 ②事業推進協議会等から着工要望の提出の有無について、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：設立済 b：設立予定 c：未設立 ②a：提出済 b：提出予定 c：未提出	
	維持管理体制		①予定管理者の同意が得られているか ②維持管理方法と費用負担に関する予定管理者との合意があるかについて、評価点（a：3点、b：2点、c：1点）の合計値により判断。 A：6点、B：4～5点、C：3点以下 ①a：合意済 b：調整中 c：未調整 ②a：合意済 b：調整中 c：未調整	
	営農支援体制		受益農家、農協、普及センター等を含めた営農検討組織など、営農支援（検討）体制が整備されているか A：設置済 B：設置予定 C：未設置 －：該当なし	
	緊急性	災害発生時の影響	①広範囲に影響を及ぼすこととなる機能低下した土地改良施設が存在する。 ②事業の対象施設として基幹土地改良施設（ダム、頭首工）やライフラインとの共用施設が存在する。 ③公共施設等の防災上重要な施設（学校や医療機関等）が地区内に存在し、災害発生時に地域社会への影響（ライフラインや交通等）が想定される。 について、該当する項目の数により判断。 A：3項目、B：2項目、C：1項目、－：該当なし	
		被害の発生頻度	過去10年間の被害発生頻度 A：被害がほぼ毎年発生 B：被害が複数年発生 C：被害が発生 －：該当なし	

※評価指標が定量的なものに関しては、0以下はランク外（－）

※※地区内に一般地域と中山間地域が混在する場合は、一般地域として評価する。